

【研究ノート】

優生保護法から母体保護法への「改正」における リプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防 ——堂本暁子元参議院議員に聴く——

芦野 由利子 大橋 由香子 柘植 あづみ

はじめに

「堂本さんのお話を聴く会」（2019年8月16日 11:00am～ 参議院議員会館会議室）が開かれたきっかけは、優生保護法国家賠償訴訟（以下、国賠訴訟）の仙台弁護士からの問い合わせだった。2018年1月に初めて提訴された優生保護法における強制不妊手術（優生手術）の国賠訴訟の判決（2019年5月28日）で、仙台地方裁判所は「リプロダクティブ権」という言葉を使いながら、優生手術は憲法に違反しているが、20年間の除斥期間を超えているとして、原告の訴えを退けた。判決は、この除斥期間を検討するにあたり「リプロダクティブ権をめぐる法的議論の蓄積が少なく」、「その権利行使の機会を確保するために所要の立法措置を執ることが必要不可欠であることが明白であったとはいえない」（菱沼, 2020, 63-64）と、リプロダクティブ権をめぐる法的議論が少ないことが、国の立法不作為や施策不作為等を認めない根拠にされた。

そのため、被害弁護士から、リプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる日本での議論の蓄積について、また優生保護法が母体保護法に変わった1996年前後の国会での動きについて関係者の話を聞きたいという要請があった。そこで、長年、優生保護法の問題を考え活動してきた女性たちが元参議院議員の堂本暁子さんにお話を聴く会を設定した。当日、聴き手として出席したのは、本稿の編者3名の他、砂金直美^{いさこ}（弁護士）、米津知子、長沖暁子である。また、2022

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防
年5月15日には堂本さんのご自宅に柘植、大橋が伺い、原稿内容の確認とともに追加で話をお聴きした。以下の原稿は、これらのインタビューをもとに大幅に編集し、当時の資料を補足しながら構成したものである。

なお、役職や省庁、政党名、肩書などは、当時の名称のまま記載している（例：厚生省）。

プロフィール（どうもと・あきこ） 1932年アメリカ合衆国カリフォルニア州で生まれ、生後8ヶ月で帰国、東京に住む。その後、軽井沢への疎開を経て、千葉や神奈川に転居する。清泉中学・高等学校、東京女子大学卒業後、1959年よりTBS記者・ディレクター。1980年「ベビーホテル・キャンペーン」で日本新聞協会賞・放送文化基金賞・民間放送連盟賞などを受賞。1989年参議院比例区に立候補し当選。2期12年務める。男女共同参画社会基本法、環境基本法、特定非営利活動促進（NPO）法などの制定に関与。GLOBE（地球環境国際議員連盟）の世界総裁、IUCN（国際自然保護連盟）の副会長などを歴任。2001年千葉県知事に当選。2期8年。現在は、男女共同参画と災害・復興ネットワーク代表、女子刑務所のあり方研究委員会委員長、法務省再犯防止推進計画等検討委員会委員。2021年10月、安心安全なまちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰を受賞。著書に『生物多様性——生命の豊かさを育むもの』（岩波書店）、共著に『堂本暁子と考える医療革命／性差医療が日本を変える』（中央法規出版）、『声なき女性たちの訴え 女子刑務所からみる日本社会』（小学館集英社プロダクション）他多数。



堂本暁子さん（2021年8月撮影）

1 参議院議員になるまでの軌跡

聴き手：堂本さんは1996（平成8）年に優生保護法が母体保護法に「改正」⁽¹⁾されたとき、国会議員として中心的役割を担われました。そこで今日は、改正に至る背景と経緯、舞台裏ではどのような攻防があったのかなどについて、詳しいお話をお聴きしたいと思います。

もう一つ、1994（平成6）年の国際人口開発会議（カイロ会議）で提唱されたリプロダクティブ・ヘルス／ライツが国会議員の間でどのように議論されたのか、またこの言葉の日本語訳めぐってはどんな意見あるいは解釈が交わされたのかについてもお聴かせください。

堂本：さかのほれば、そもそも私が優生保護法に関わるようになったのは、1982（昭和57）年の優生保護法改正問題のときです。当時はTBSの記者でした。1972（昭和47）年と1982年に中絶の規制強化をねらって優生保護法を改正しようとした中心人物である自民党の村上正邦議員が、1982年3月15日の予算委員会で、「刑法第212条」という歌の「ママ！ ママ！ ボクは生まれそこねた子供です」という歌詞を引用して鈴木善幸首相に感想を聞き、優生保護法の中絶許可条件から経済的理由を削除することを、首相と森下元晴厚生大臣に約束させました。

私は、この問題をジャーナリストとして取材すると同時に、「女の人権と性」という有志グループ⁽²⁾の活動にも参加しました。私が新宿区市ヶ谷にあった日本家族計画連盟⁽³⁾の芦野由利子さんにTBSの取材で話を聞きに行ったとき、たまたま「優生保護法改正に対して何かできないか」とフェミニストアクティビストで翻訳家のヤンソン由実子さんが電話をかけてきて、それをきっかけにできたグループです。このグループは、カナダのドキュメンタリー映画「中絶——北と南の女たち」（ゲイル・シンガー監督・脚本、1984）⁽⁴⁾の日本語版を作り、東京で数回にわたり上映会を開くなどさまざまな活動をしました。この映

【優生保護法】（1948～1996年）

第1条 この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。

第14条 医師会の指定する医師は、次の各号に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。

第1号 本人又は配偶者が精神病、精神薄弱、精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの

第2号 本人又は配偶者の四親等以内の血族関係にある者が遺伝性精神病、遺伝性精神薄弱、遺伝性精神病質、遺伝性身体疾患又は遺伝性奇形を有しているもの

第3号 本人又は配偶者がらい疾患に罹っているもの

第4号 妊娠の継続又は分娩が身体的又は経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれがあるもの

第5号 暴行若しくは脅迫によって又は抵抗若しくは拒絶することができない間に姦淫されて妊娠したもの

図1 優生保護法の条文（一部抜粋）

*下線部分は、1996年の母体保護法への改正時に障害者差別だとして削除された条文。

画を作ったのはカナダ政府で制作チームは監督をはじめ全員女性でした。映画に対する反響は想像以上に大きく、会場でのアンケートには中絶体験がたくさん書かれていました。

優生保護法に関する取材や活動を通して痛感したのは、人口増加を防ぐ目的で、1948年に優生保護法によって中絶が合法化されたというプロセスが、そもそも異常だということです。世界では1960年代後半から欧米を中心に、産む産まないの最終的な決定権は女性にあるという考えに基づき、女性解放の一環として中絶を合法化してきた歴史があります。ところが日本の場合、戦後急増

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス/ライツをめぐる攻防した人口を抑制するために、戦前の国民優生法（1940-1948年）を焼き直して、1948（昭和23）年に優生保護法が制定され、それによって中絶が条件付きで合法化されたのです。その際、明治時代に作られた堕胎罪はそのまま残されました。優生保護法の根幹には優生思想があって、法律が定めた優生手術（不妊手術＝永久避妊手術）と中絶手術の許可条件には、優生条項が入っています。

日本は堕胎天国などと言われた時期がありました。優生保護法が作られた当時、欧米では中絶はまだ非合法でしたから、外国からわざわざ日本へ中絶しにくる人もかつてはいたそうです。

中絶によって人口をコントロールするのは、本質的におかしいことです。戦争直後、日本は非常に貧しく、食べていけないから、中絶する女性たちがたくさんいた。刑法堕胎罪はずっと存在していたのですから、そういう困窮状態で中絶が合法的にできるようになったのは、意味があったと言えるかもしれません。当時は、ピルはもちろん、有効な避妊法がなかったから、望まない妊娠をした女性たちは、中絶という手段に頼らざるを得なかった。

【刑法 第29章 堕胎の罪】（1907年～現在）

第212条（堕胎）妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、堕胎したときは、1年以下の懲役に処する。

第213条（同意堕胎及び同致死傷）女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て堕胎させた者は、2年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させた者は、3月以上5年以下の懲役に処する。

第214条（業務上堕胎及び同致死傷）医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て堕胎させたときは、3月以上5年以下の懲役に処する。よって女子を死傷させたときは、6月以上7年以下の懲役に処する。

図2 刑法堕胎罪の女性と施術者を罰する条文

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防

そうした法律の成立過程の異常さをずっと抱えたまま、今度は出生率が減ってきて労働力が足りなくなるということで、中絶を規制して人口を増やそうとした。それが日本の男の政治家の発想です。

中絶規制をねらった自民党の1972年の優生保護法改正案は、女性や障害者たちの反対で審議未了・廃案になったのですが、82年にまた改正の動きが出た。このときは女性たちの大反対で法案の国会上程そのものを阻止しました。ジャーナリストとして、また「グループ・女の人権と性」のメンバーとして優生保護法改正反対運動に関わって痛感したのは、国会議員に女がいないとやはり駄目だということでした。そんな状況のなかで背中を押してくれる人たちもいて、国会議員に立候補することにしました。

当時は土井たか子さんが社会党党首で、マドンナ旋風で「山が動いた」などと言われた時期でした。そこで1989（平成1）年の選挙に社会党の推薦をうけて立候補し、開票後5分とたたないうちに当確が出て、国会議員になったのです。ただし私は、党員にはならず無所属で、「社会党・護憲共同」という会派に属していました。

党員ではないので党務がなく、海外の国際会議に行けたことは幸いでした。1992（平成4）年にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議（地球サミット）参加をきっかけに、外国の女性活動家たちと知り合いました。私は国会議員というある種のステータスを持っていたので、いろいろな会議に声がかかり、いずれにもとても興味深く参加しました。日本は、生物多様性や環境の問題では遅れているというので、世界各地を生物多様性のテーマで歩くようになりました。国会の予算委員会でも、生物多様性を取り上げました。国際会議に出た日本人は、「Akiko元気か？」と聞かれるほどで、「堂本さんは海外でのほうが有名ですよ」と言われたことがあります（笑）。そのくらい、当時は国際会議に出る日本人女性がいなかったということです。

ただ、社会党は労働組合色が強くて、ジャーナリストの分野で育った私には

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防
どうも合いません。どうしようか迷っているところに鳩山由紀夫さんが声をかけてくれて、結局、1994（平成6）年に「新党さきがけ」に入党しました。その際に、全国で会った社会党員の人たち一人ひとりに丁寧な挨拶のお手紙を出しました。ですからその後、自民党と社会党と新党さきがけで連立政権を立ち上げたとき、社会党の人たちに会っても全然いやな思いをしませんでした。

2 優生保護法改正に至る経緯

聴き手：優生保護法が母体保護法に改正されたのは、その連立政権のときですね。

堂本：はい。「自社さ政権」⁽⁵⁾と呼ばれたときです。当時は公明党と共産党、新進党（1994年結成）が野党でした。私が所属したさきがけは、与党内野党のような存在でした。

優生保護法の問題に限らず、重要な案件は与党政策調整会議というところで決めていました。与党内で大事な議論がなされたのですが、国会の予算委員会とか厚生労働委員会と違って、記録が残らないのが一番の問題です。私個人としては優生保護法改正の問題にもものすごく深入りをして、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（以下「リプロ」と表記することもあり）の視点から、自民党の改正案では不十分だということを与党調整会議の場で、ずいぶん言いました。私は連立政権のなかにおいて、優生保護法改正を機に、この法律の母性保護の部分を、カイロ会議で提唱されたリプロダクティブ・ヘルス／ライツに沿ったものに変えようとしていたのですが、自民党のなかに中絶反対を強力に主張する議員がいて、できませんでした。

当時、「『優生保護法』改正を考えるネットワーク」の堂本暁子として、「優生保護法をめぐる国会速報」と称し、毎日のように国会からファクスでニュースを送っていました（文末資料1，2）。

このときに私を含め女性議員たちが一番問題にしたのは、配偶者の同意がな

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防
いと中絶できないこと、自民党提案の母性保護法という名称のこと、この2点
について強く反対しました。

ところが、96年6月、与党調整会議のわずか2ヶ月後に、国会で法案がさつ
と通されてしまって、だまし討ちに遭ったような感じというのが本当のところ
です。普通なら1つの法案を、国会の委員会で議論したりするんですけど、こ
の場合は非民主的としか言いようのない形で、優生保護法が一夜にして母性保
護法ではなく母体保護法として成立してしまいました。「一夜にして」とい
うのは比喻ですが、5日間で衆参両議院を通過してしまったということです。「母
性」が「母体」に変わった経緯はあとで説明します。

優生保護法が国会での審議をさせない形で、母体保護法へと改正された最大
の理由は、日本がいまだにナチスの断種法のような差別的法律を持っているこ
とがカイロ会議で広く知られ、日本政府が恥をかいたこと。とにかく優生保護
法という名前を変えたいということだったと、私は思います。

私は、カイロ会議の最中に開かれたある会合で、断種法のことを話題になっ
たときのことを、いまでも忘れられません。強制不妊手術を合法化した断種法
というと、多くの人にはナチスのことを思い出します。私が、「日本でも実は同
じような法律が……」と言ったときに、参加者のなかにいた2人のドイツ人女
性がうつむいて、いっさい顔を上げなかった。ナチスの断種法に対する罪悪感
と責任感というか、ドイツ国民として恥ずかしいという思いをドイツの人たち
が持っているのに対して、日本人には、断種法の流れをくむ戦前の国民優生法
を土台にした優生保護法に対して、いかに問題意識がないかということ、そ
のとき痛切に感じたんです。ドイツの参加者は国会議員ではない民間人で、少
人数の会合でしたが、いまでもその情景を覚えています。

もう一つ忘れられないのは、国際NGO主催の会合「人口政策の女への犯罪
に関する公聴会」⁽⁶⁾で、障害のある安積遊歩さんが優生保護法下での強制不妊
手術の問題について話をしたことです。安積さんの発言はその後、アラブ系の

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防

新聞やBBC等で一斉に報道され、日本の優生保護法のことがかんどん世界に広がった。そこでカイロ会議に出ている外務省の人が、優生保護法の条文を急遽ファクスでエジプトに送ってくれと本庁に要請した。そのくらい外務省など政府の人たちは、優生保護法という名前は恥ずかしいと思い、自民党も厚生省も、とにかくこの法律を変えなきゃならないと焦っていました。



国際人口開発会議での堂本暁子さん
(カイロ・1994年9月)

私は、優生保護法を改正するなら抜本的に見直すべきだと言って、女性運動とも一緒に行動しました。女性たちから強い要望があったのは、優生保護法の配偶者同意の廃止もありますが、そもそも刑法墮胎罪の撤廃です。優生保護法はあくまでも特別法で、改正されても根っこにある墮胎罪を撤廃しない限り、中絶は基本的に犯罪とされるわけです。だから墮胎罪撤廃を主張しましたが、中絶を禁止したい人たちにとっては、墮胎罪は絶対になくしたくないんです。

アメリカ合衆国では長年にわたって、中絶をめぐりプロ・チョイス（中絶を選ぶ権利を支持）とプロ・ライフ（中絶禁止を主張）の激しい対立がありますが、日本の国会でも、私がプロ・チョイスの立場で中絶の選択権を言うと、胎児の生命尊重を主張するプロ・ライフの議員たちはそれをすごく嫌がりました。その代表格である村上正邦議員と私は、国会の外ですが、怒鳴り合いの喧嘩もしました。とにかく、1996年の優生保護法改正時も、リプロダクティブ・ヘルス／ライツという言葉自体に対して、国会議員の間にもすごい抵抗があったのです。私もある時期は、リプロダクティブ・ヘルス／ライツという言葉を使う代わりに、女性の健康と権利という言葉に変えて議論したりしました。

優生思想・優生条項を削除して改正法を作るにあたって、とてもやりにくかつ

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防したのは、法律の名前をどう変えるかでした。私たちは中絶法という名称も考えました。イギリスなど海外ではアボーション・ロー（Abortion Law）とかアボーション・アクト（Abortion Act）とか呼んでいて、アボーションだけに関わる法律があります。優生保護法に代わる名前として、自民党から最初に提案されたのは「母性保護法」で、それには女性団体や女性議員が、自民党の女性議員も含めて、束になって反対したんです。女性を母性だけでくくるなどと言って。実は、さきがけの有力議員からも、中絶法という名前にノーの声があがって、すごく困りました。その議員が対案として「母体保護法」を持ち出してきて、母性保護法ではないからいいだろうと、強引に押し切られたのが本当のところなんです。当時、さきがけには女性は私1人しかいなかったんです。ジェンダー視点のない、女を見下している男性議員たちは、私が何を言っても全部ノーなの。それで女性局長になった枝野幸男議員を通して私の意見を伝えてもらうということもしました。

聴き手：母体保護法の成立後、新進党の女性議員有志がすぐ、リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点からいい声明を出しています。新進党の畑恵議員は、日本家族計画連盟の加藤シヅエ会長にも長い手紙を送っています。その後、新進党はなくなってしまいました。

堂本：とにかく与野党を問わず、女性議員がみんな一緒になって声をあげたんです。

聴き手：当時関わった国会議員のお名前をリストアップしたメモが出てきたのですが、大脇雅子さん（社民）、大淵絹子さん（社民）、竹村泰子さん（社民）、岡崎ひろみさん（社民）、川橋幸子さん（社民）、大野由利子さん（公明）、吉川春子さん（共産）、男性では枝野幸男さん（さきがけ）、朝日俊弘さん（社民）、今井澄さん（社民）、金田勝年さん（自民）などのお名前がありました。

堂本：6月17日の参議院厚生委員会には、私は委員会のメンバーではなく出ていなかったようです。今井澄さんが委員長で、竹村泰子さんが委員として入っ

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防
ています。私たちは一生懸命やっただけどつぶされたというのが、本当のところですね。

3 「リプロ」が入った附帯決議

聴き手：1996年、優生保護法が母体保護法に改正されたときは、まず優生保護法の優生思想、優生という文言を削除することが第一で、女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツについてはその次にという2段階にされてしまったわけですが、かろうじてリプロに言及した附帯決議が採択されました。それが以下です。

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 一、この法律の改正を機会に、国連の国際人口開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、リプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の観点から、女性の健康等に関わる施策に総合的な検討を加え、適切な措置を講ずること。

まず、この附帯決議の経緯についてお聞かせください。

堂本：附帯決議の採択は、やはり女性議員たちの力だと思います。自民党の女性議員も一緒になって超党派で反対したものだから、「じゃあ附帯決議で我慢しとけ」みたいな感じですよ。私たちも、その後、附帯決議をもとに検討会議で議論すればいいと、しぶしぶ同意しました。附帯決議を付けたからには議論が続くところは思っていたわけです。ところが、そうはいきませんでした。当時の自社さ連立政権の下で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する検討会を、母体保護法成立後に立ち上げようとしたのですが、他の検討会と違って、この会には自民党が議員を出してこなかったのです。そうこうしているう

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防
ち、参議院が解散になって選挙に入ってしまった。結局、リプロについての検討会というのは、中絶禁止派の自民党議員たちの策略で、検討会議に委員を出さないという形で附帯決議の実現もつぶされてしまいました。

聴き手：96年の附帯決議の文案は、どなたが出されて、どういうふうに決まったのですか？

堂本：まず参議院厚生委員会の理事会で下打ち合わせをします。このときの附帯決議は、はっきり覚えていないのですが、議員自身が書いたか、参議院調査室の人が一緒に文案を練ってくれることはよくあるので、調査室か、もしくは、さきがけか社民党の政調会の女性問題担当者が書いたか。文案は理事会で検討して、それから自民党も党に持ち帰って修正して、合意できたものがその委員会に出てくるわけです。ですから6月13日から17日までの間の、17日が月曜日だから週末の作業ですね。この機会に、カイロ会議で採択された行動計画と第4回世界女性会議（北京会議）で採択された行動綱領を踏まえて、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを附帯決議に盛り込みたかった。

聴き手：私たちも失念していたのですが、古い資料を見ていたら、前の年の参議院厚生委員会（1995年6月8日）で採択された優生保護法の一部改正の附帯決議にも「性と生殖に関する健康」という言葉が入っていました。この一部改正の目的は、避妊具・薬の販売を受胎調節実地指導員（助産師など）に許可する条項（期限付き）の更新のみで、「受胎調節のために必要な医薬品を販売することができる期間を、2000年7月31日まで5年間延長する」というものでした。以下がそのときの附帯決議です。

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

- 一、国連の国際人口開発会議で採択された行動計画を踏まえ、リプロダクティブヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）について、その正しい知識の普及に努めるとともに、きめ細かな相談・指導体制の整備

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防

を図ること。また、その調査研究をさらに推進すること。

二、受胎調節実地指導員の養成については、諸情勢の変化に応じたものになるよう今後とも検討を進めること。

これに対して、井出正一厚生大臣が「ただいま御決議になりました附帯決議につきましては、その御趣旨を十分尊重いたしまして努力いたす所存でございます。」と答弁しています。96年の附帯決議より詳しく書かれている印象がありますが、このときも堂本さんはじめ女性議員のご尽力があったことと思います。

堂本：1994年のカイロ会議の翌年、北京で開かれた世界女性会議のときには、日本の女性たちはもう「性と生殖に関する健康と権利」という言葉を使っていました。カイロ会議や北京会議に参加した女性たちから、リプロに関して国会議員や政府に陳情があったことも大きかったと思います。だけど、それから後の議論では、国会でも厚生省でも、リプロについて話すとき、リプロダクティブ・ヘルスだけで、ライツは言われなくなっていきます。

聴き手：その一方、1995年から5年目にあたる2000年には、受胎調節実地指導員の避妊具・薬販売を許可する条項の5年延長が、今度は優生保護法ではなく母体保護法の一部改正として行われ、そのときは衆参両議院で附帯決議が付けられましたが、それは95年と96年の附帯決議よりリプロについてもっと詳細で、名称も「女性の生涯を通じた健康の推進に関する決議」となっています。

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、国連の国際人口・開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえつつ、男女共同参画社会基本法による男女共同参画社会の実現に向け、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の観点から、女性の生涯を通じた身体

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防

- 的、精神的及び社会的な健康にかかわる総合的な施策を展開すること。
- 二、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、正しい知識の普及に特に努めるとともに、きめ細かな相談・指導体制の整備を図ること。
- 三、女性の主体的な避妊を図る観点から、技術の進歩など情勢の変化も踏まえつつ、受胎調節実地指導員の養成・活用について検討を進めること。
- 四、高齢社会を迎えるに当たり、高齢女性の健康に特別に配慮した施策を推進するとともに、そのための調査・研究を促進すること。

堂本：1995年の附帯決議には、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて、「その正しい知識の普及に努める」とあり、2000年の附帯決議には「女性の生涯を通じた身体的、精神的及び社会的な健康にかかわる総合的な施策」、「女性の主体的な避妊」についても書いてありますね。

聴き手：この附帯決議が採択された2000年4月27日の第147回国会参議院国民福祉委員会では、社民党の清水澄子さん、民主党の小宮山洋子さん、共産党の井上美代さんが中絶やピルについて質問し、政務次官の大野由利子さんが答弁しています。「胎児の生命とかいろいろな考え方がるので一概に答えられません」と10年間言い続けている政府答弁に対して、堂本さんも「多様な考え方があるからといって、そういった中絶を減らすための政策を推進して悪いということはどこにもないはずです」と迫っていらっしゃいます。

堂本：私は2000年頃は無所属になってしまい、詳しい経緯については残念ながらあまり記憶にありません。自民党では日本助産婦会（現在の日本助産師会）出身の南野知恵子さんと、日本看護協会出身の清水嘉与子さんの2人が中心になって動いてくれました。

もう一つ大事なものは、男女共同参画社会基本法です。北京会議が終わってから、北京行動綱領と北京行動宣言を反映させた国内法を作ろうということになって、男女共同参画社会基本法という法律ができました（1999年6月公布・

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防施行)。議論の過程では、さがけはまだ与党だったので、なんとしても女性の健康を入れようと、ものすごく努力しました。でも、自民党の反対で入らなかった。男女共同参画社会基本法のなかに、女性の健康について書き込めればよかったと、残念です。

聴き手：中絶とか具体的なことを言わず、女性の健康と言うだけでも自民党は反対したんですか？

堂本：それでも駄目なの。北京行動綱領にはリプロダクティブ・ヘルス／ライツを中心とした健康問題に加えて、女性のエンパワーメントの重要性についても明確に書いてあります。基本法案には、このエンパワーメントだけが入っていて、リプロや健康が入っていませんでした。私たちは、それでは不十分だということで、与党内調整会議で入れる努力をしました。これも記録文書がないのですが、結局は男女共同参画社会基本法には明記しないけれど、基本計画には入れるということに落ち着いてしまった。政治の場の駆け引きとは、そういうものなのです。附帯決議も、まさにそうした駆け引きの結果です。

94年のカイロ会議から帰ってきて、「女性健康保障法案」という素案（**文末資料3**）を作ったのを覚えています。生まれてから死ぬまでの女性の健康を守る、そのなかに中絶の問題も入れ込んで書いているさなかに、抜き打ちで1996年優生保護法改正案が通され、先を越されてしまったわけです。

4 優生手術（強制不妊手術）被害者への謝罪と補償

聴き手：1996年母体保護法に変わったときには、優生保護法によって優生手術（不妊手術）を強制された人々に対する国の謝罪や補償については、国会議員の間で考えられていなかったのでしょうか？

堂本：当時のことを考えると、あまりそういう視点でものを言っていなかったような気がします。

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防

聴き手：1995年頃、らい予防法（1953-1996年）の見直し検討会で、優生保護法の問題について非常に論議が起きています。結果的には、優生保護法に触れると問題が多過ぎて、らい予防法廃止が遅れるということで、優生保護法の見直しを避けたいです。らい予防法見直し検討会と同じように、優生保護法見直し検討会は作られなかった、それはなぜかと考えると、一つの要因として、自分が被害を受けた当事者だと訴える人は、当時はまだ名乗り出ていなかったということがあるのではないかと思うんです。優生保護法がそのまま適用されれば、自分も優生手術の対象にされるかもしれないという危機感を抱く障害者は多かったけれど、実際に手術された当事者というわけではありませんでした。

優生手術ではないけれども、子宮摘出の問題を取り上げて優生保護法の本質を批判する動きは、70年代の終わり頃からありました。子宮摘出は障害女性にとってはリアルな問題で、施設でそれを勧められたとか、自らそれを「望んだ」とか、子宮摘出という形で自分たちの生殖の権利が奪われていることを、優生保護法の改正以前にも訴えていた女性はいました。

優生手術の被害者・飯塚淳子さん（仮名）が宮城県で初めて声を上げたのは、1996年に優生保護法がなくなった翌1997年です。障害者運動ではずっと優生条項をなくせと言っていたし、障害者の施設などで子宮摘出が行われている問題は報道されていたけれども、被害者自身が声を上げるのは本当に大変で、飯塚さんと広島佐々木千津子さんが訴えたからこそ、国に謝罪を求める運動が続きました。2016年スイスでの女性差別撤廃委員会（CEDAW）に訴え勧告を引き出し、福島みずほ議員（社民）の国会質問をきっかけに、厚労省と被害者の面談が始まり、2018年の国賠訴訟につながったのだと思います⁽⁷⁾。

堂本：優生保護法を改正する際に、優生手術をされた方に対する補償や救済について、国会議員の間で議論したり検討したりしたことは、あまりなかったと思っていたのですが、『月刊子ども論』という雑誌に、自分でこう書いていました。

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防

49年間にわたって女性と障害者を差別してきた優生保護法の改正にあたって、その問題点を明確にし、今後の妊娠、出産、避妊、中絶等に関する政策を十分に審議すべきであった。ハンセン氏病患者やエイズ患者に対して厚生大臣は謝罪した。優生保護法によって人権を侵害された女性や障害者に対して、なぜ謝罪の一言もないのか。(堂本、1996、10ページ)

聴き手：1996年9月12日の参議院決算委員会でも、堂本さんが強制不妊手術への謝罪にも触れて、次の質問をなさっている国会議事録を見つけました。

この大きな法律を一切審議することもなく通したということは、大変これは残念なことだと言わざるを得ません。なぜならば、ナチスの断種法をもとにしてつくられた優生保護法でどれだけ女性そして障害者が半世紀にわたって、五十年間にわたって人権を侵害されてきたか。その事実が、何らこの国会の場で何一つ一秒たりとも問題にされなかった。それを検証もしない、反省もしない、謝罪もしない、何にもない。らい予防法については大臣は謝罪されました。だけれども、この不妊手術を受けた障害者がだれ一人これで謝罪されたでしょうか。どれだけ苦しんだ女たちに対しての謝罪があったのでしょうか。何にもございませぬ。それで、ここできちっとした検証がなかったからこそ、これだけ新しい時代性の中でどういうふうに女性の保健が、どういうふうに女性の健康が守られなければならないのか、どのようにして国際的な合意の中で日本がきちんと女性の政策を厚生省が確立しなきゃならないのかということがきちっと担保されないのだと私は思います。

(1996 (平成8) 年9月12日第136回国会参議院決算委員会議事録)

堂本：記憶というのは案外、怪しいものですね。優生保護法廃止を求める運動は前からあって、政府への陳情もありましたが、政権与党の自民党はそれをき

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防
ちんと受け止めないままでした。本来なら優生手術という名の強制不妊手術の実態を検証して法改正が行われるべきです。そうであれば、1996年4月のらい予防法廃止のときと同じように、厚生大臣が謝罪するなどのプロセスを経たと思います。ところがそうではなくて、優生保護法は国として恥ずかしいという、まったく本質から離れた動機で改正がなされたことが、いま考えると不幸だった気がします。

自社さ連立政権の下で非常に不透明な形で議論された結果、優生保護法が母体保護法に変わったというのが実態です。ですから、強制不妊手術の被害者に対する謝罪や補償まで配慮して法改正に持っていくことが、残念ながらできなかつた。連立政権のなかで一番大きな固まりだった自民党は、謝罪や補償問題をまったく無視しました。しかもリプロが大嫌いな人たちだから、こちらがリプロについて言えば言うほど目の敵にされたんです。国会で審議すれば、必ず補償や謝罪をどうするかという議論になります。ところが、審議しないで法案をすぐ上程した。そうすると障害者差別である優生規定を削除することには自民党から共産党に至るまで賛成なものだから、反対しにくいわけです。中絶の要件に配偶者同意は要らないことも、優生手術への謝罪や補償も、とにかく検討するプロセスを作らせなかつた。

聴き手：女性があくまでリプロの理念を生かした法改正を主張するなら、優生保護法から優生条項を削除するという改正自体をやめると、自民党が脅迫めいたことを言ってきたと聞いた記憶があります。1995年の4月27日には、財団法人全国精神障害者家族会連合会（全家連）という、障害のある当事者ではなくその家族の団体が「優性（ママ）保護法の見直しについての要望書」を出しています。この要望書ではすべて「優性」と誤記されているのですが、法律名や優生手術という文言から優生を削る、それから4条から13条までの強制的な優生手術の廃止、さらに第3条同意による優生手術や14条の中絶要件から「精神病」を削ることを要望しています。

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防

堂本：全家連の人がしょっちゅう議員会館に来ていました。この団体がかなり自民党寄りで、結局うまく利用された感じでしたね。

5 リプロダクティブ・ヘルス／ライツの日本語訳をめぐる変遷

聴き手：ここで改めてリプロダクティブ・ヘルス／ライツの日本語訳について、その経緯を確認したいと思います。最初、「妊娠と出産に関する健康と権利」と訳されそうになったと聞きましたが、そのときのことを、まずお話しただけですか？

堂本：当時お茶の水女子大学教授だった原ひろ子さんが、1993年11月に北九州市で開かれた第4回アジア女性会議（財団法人アジア女性交流・研究フォーラム主催）で、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて話をしたのですが、それが翌日の西日本新聞に「妊娠と出産に関する健康」と訳されて出たというのが発端です。

その1週間後に、赤松良子さん、広中和歌子さん、久保田真苗さんの大臣就任をお祝いする会があって、その席で原さんがお三方に、「妊娠と出産に関する健康と権利」という日本語訳は問題で、どうしたらいいかと相談したら、堂本さんに話したほうがいいということになった。それで初めて、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを「妊娠と出産に関する健康と権利」と訳すのはとんでもないと、原さんと話し合ったのが1993年の11月で、12月にはカイロ会議に向けて「女性と健康ネットワーク」を立ち上げました。

1994年の1月26-27日には、国連人口基金（UNFPA）と国連大学の共催で、東京で賢人会議（正式名称「人口と開発に関する賢人会議」）という国際会議が開かれて、原ひろ子さんが発言者の一人になりました。ところが同時通訳がまた「妊娠と出産の健康と権利」と訳している。そこであわてて原さんに、そう訳されていると書いたメモを渡しました。それを見た原さんが、これはきち

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防
んと言わなければ大変だということで、「(reproductive health/rightsが) 日本語にどう訳されるかは大事です。日本語を修正する権限を私に与えるよう、この場で事務局に認めて欲しい」と発言した。その結果、フレッド・サイ議長代理が外務省に問い合わせて、外務省は厚生省に聞いて「はい、認めます」と言った。もうそれで (reproductive health/rightsを「性と生殖に関する健康・権利」と訳す) 権限が得られました。

翌日、賢人会議の議長のナフィス・サディクさんと女性議員との会見があり、原さんが「賢人会議」での日本語訳についての発言は、日本語訳が「妊娠・出産に関する健康」となっていたためだったと伝えたところ、サディクさんが「リプロダクティブ・ヘルスの概念はそんな狭いものではない。その翻訳は間違いです」と強い口調で言ってくれたのです⁽⁸⁾。

ところが、そういういきさつがあったにも関わらず、厚生省が最初に「妊娠と出産の健康」と言い出したんです。外務省も官庁間の整合性をとるためにその訳を使うというので、原さんと私だけではなく、女性団体・グループが、その日本語訳はやめてくださいと外務省に申し入れました。結局1996年に出版された外務省監訳の『国際人口・開発会議「行動計画」』では、日本語の訳に適切なものが見当たらないという注釈⁽⁹⁾つきでカタカナ表記になりましたが、このように訳語については非常にせめぎ合いがありました。

6 日本のNGOの活躍

賢人会議では東京宣言が採択されて、日本政府は1994年4月にニューヨークの国連本部で開かれたカイロ会議の第3回準備委員会（最終準備会）にその宣言を持っていきました。準備委員会に派遣された日本政府代表団に、NGO代表として「女性と健康ネットワーク」から原ひろ子さんが入ったのは大きなことでした。

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防

聴き手：賢人会議に先立って、1994年1月15日には、「女性と健康ネットワーク」や岩崎駿介さんが主宰する環境NGOなどの共催で、凡人会議（正式名称は「凡人たちは発言する一環境・人口・女性」）が開かれましたね。政府もNGOの存在を無視できなくなっていたのでしょうか。

堂本：私は1992年にリオ・デ・ジャネイロで開かれた国連環境開発会議（地球サミット）の準備会合で、世界の名だたる女性のリーダーたちと出会ったのですが、彼女たちは「アジェンダ21」と呼ばれるこの会議の行動計画のドラフトに女性の視点がいないと言って、リプロダクティブ・ヘルスケアへのアクセスを含め、女性の地位の向上と人口動態には根本的に関わりがあることに言及したチャプターを追加させたんです。その女性たちがカイロ会議に向けた第3回準備会議にまた集まってきて、そのなかにはアメリカ合衆国の下院議員がいて、世界中の女たちをまとめていました。私たちもその仲間に入れてもらいました。この準備会議でカイロ行動計画の下書きが出てきて、それに対して女性NGOの人たちが、どんどん修正案を書き込んでいったんです。

カイロ会議のときは、日本政府代表団のなかにNGO代表として樋口恵子さん（女性と健康ネットワーク）、岩崎駿介さん（市民フォーラム2001）、近泰男さん（ジョイセフ）の3人が入りました。私は国会議員として代表団のメンバーになりました。カイロではそのNGOの3人と国会議員の私の4人で手分けして、外務大臣や在エジプト日本大使をはじめ政府側の人たちに、NGOとの会合を持ってくれるよう説得して回ったんです。

カイロ会議には、アメリカ合衆国のアル・ゴア副大統領やノルウェーのブルントラント首相も来ていて、彼らは自分の国のNGOと大きな集会を持っているんです。ゴアさんもブルントラントさんも、NGOの人たちの了解を得なければ発言できないとまで言うわけです。すごく驚きました。しかもよその国のNGOの参加も拒否しないんです。結局、日本政府は日本のNGOとだけなら集会を持つということになって、ニューヨークの準備会議では政府代表団のメン

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防
バーだった原さんが、カイロではNGOのリーダー格になって、夜中までかかっ
てNGOのみなさんに、急遽決まった政府との会合を伝えました。日本から参
加したNGOはかなり大勢で、16団体から約80人が来ていました。あのときは、
河野洋平外務大臣とNGOとの対話集会を実現させようと、みんな本当に協力
しました。

原さんとはカイロ会議後に対談して、そのときの経緯を話し合っています。
その対談は私が書いた『立ち上がる地球市民』（堂本 1995）に収録されていま
す。会議直後の対談だったので、かなり正確に覚えています。いまとなると、
原さんとの対談は貴重な記録だと思います⁽¹⁰⁾。

7 リプロをめぐる攻防と重要性の確認

聴き手：カイロ会議の行動計画案には、当初リプロダクティブ・ライツ、リプ
ロダクティブ・ヘルスのほかにも、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス
という表記まで入っていたんですね。ところがセクシュアルを入れることに
ついては、バチカンやイスラムの宗教勢力を中心としたプロ・ライフの反撃が
激しかった。原さんがあ那时候、日本のNGOの女性たちもプロ・ライフから
どんな攻撃を受けるかわからないと、ずいぶん心配していたのを覚えていま
す⁽¹¹⁾。

ところで、先ほど見た2000年の母体保護法一部改正時に衆参両議院で採択さ
れた附帯決議は、96年のときよりもっと詳細で、「リプロダクティブ・ヘルス
／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）」ときちんとうたっていました。と
ころが、2002年に自民党の山谷えり子議員が、「思春期のためのラブ&ボディ
BOOK」というパンフレットを国会で取り上げ批判したのを皮切りに、逆風が
起きました。このパンフは中学生向けに、具体的な避妊法も含めリプロについ
てわかりやすく説明したい教材だったのですが、山谷議員は、中学生にピル

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防を勧めるとはとんでもない、文部省がお金を使って生徒に配るとは何事だと言って、結局配布したパンフレットを全部回収させてしまったのです。1999年に政府がピルを認可しているのに、です。

さらに言えば、2000年からは男女共同参画社会基本法（1999年）に基づいて、5年おきに内閣府の男女共同参画基本計画が作られています。そこにもリプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の視点が特に重要だと明記してあって、つまり政府はリプロダクティブ・ヘルス／ライツのことは認めているということなんですね。

2000年11月には、「参議院共生社会に関する調査会」も開かれて、「女性の自立のための環境整備」に関する課題の一つとして「生涯にわたる女性の健康支援」が取り上げられました。このときは参考人として、金城清子（津田塾大学教授）、森恵美（千葉大学教授）、芦野由利子（日本家族計画連盟事務局次長）の3氏が出席し、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを中心に意見交換が行われ、その内容は14項目に要約されました。それについて、後日、総理府、文部省、厚生省、労働省から説明聴取が行われ、最終的に2001年に「女性の自立のための環境整備についての提言」が出されたのですが、そこには「女性のリプロダクティブ・ヘルス／ライツを視座に入れた総合的な施策の充実」として、墮胎罪をはじめ女性の健康に関する法制度の検討も含まれていました。

ところが、その後は残念なことに、男女共同参画基本計画の5年おきの見直しのたびに、リプロを入れるか入れないかをめぐって攻防があり、最近では後退する傾向にあるのが気がかりです。

堂本：気がかりと言えば、カイロの本会議はなんとかうまくいったのだけれど、心配したのは北京会議です。開催国が中国ということを見ると、カイロより後退してしまうのではないかと気がかりでした。それでNGOが会合を持つときは、どの部屋か当局に事前に知られないように、「ノンルーム」と言って工夫しました。結果としては、リプロダクティブ・ヘルス／ライツは女性の基本

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防的人権であると北京行動綱領に明記されることになって、本当によかったと思いました。

こうやって振り返ってみると、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを、いかにして公式文書に入れるかと夢中で走ってきたように思います。ですから、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する議論の蓄積がない、などと優生保護法国賠訴訟の仙台地裁の判決で言われると、初めからこちらは関わっていたぞ、と言いたくなります。ニューヨークからカイロに飛んで、それから北京やジュネーブに行って、本当に世界中を飛び回って、そこで得たことを日本に持ち帰り、リプロダクティブ・ヘルス／ライツを広めよう、根付かせようと必死にやってきました。

聴き手：そうした過去の経緯を私たち市民も改めて反芻しないとイケませんね。長い間、貴重なお話をお聞かせ下さりありがとうございます。最後に、これからの世代を担う人たちに何か一言お願いできますか？

堂本：女性は複雑な「性と生」を生きています。それだけに、女性の基本的人権は健康の問題を抜きにして考えることはできません。その核にあるのが、性と生殖の最終的な自己決定権を含めたリプロダクティブ・ヘルス／ライツです。そのことが当たり前のこととして受け入れられ、必要な施策が実施される社会の実現を期待しています。

注

- (1) 1996年の優生保護法から母体保護法への変更について、堂本さんも編者らも、改正と表現することに疑問を抱いている。そのため、かぎ括弧を付した「改正」と表記したいが、すべてを「改正」とするのは煩雑になるため、初出以外は、括弧を付さないことにする。
- (2) 最初の活動が日本家族計画連盟との共催で開催した連続シンポジウム「女の人権と性」だったため、当初は「女の人権と性」シンポジウム有志と名乗ったが、のちに「グループ・女の人権と性」と改名。メンバーは青木やよひ、芦野由利子、金住典子、草野いづみ、駒野陽子、田中喜美子、堂本暁子、丸本百合子、宮淑子、ヤンソン由実子

の10名。活動期間は約10年でその間シンポジウム開催、映画「中絶——北と南の女たち」の日本語版作成と上映会、本の出版・編集などを行った。「女の人権と性」関連の主な著作には、日本家族計画連盟編 1983、日本家族計画連盟編 1984、「女の人権と性」シンポジウム有志編 1988、グループ・女の人権と性編著 1989などがある。

- (3) 社団法人日本家族計画連盟は、戦前からの産児調節運動のバイオニアを中心に1954年設立。2001年の加藤シヅエ会長逝去にともない、歴史的役割を果たしたとして、翌年、社団法人日本家族計画協会に事業の一部を付託し解散した。
- (4) 原題 Abortion-Stories from North and South, Director and Writer, Gail Singer。カナダ政府の1部門であるNational Film Board of Canada (NFB) の制作。
- (5) 「自社さ政権」1994年6月～1998年6月の自民、社会（1996年より社民）、さきがけの3党による連立政権。
- (6) UBINIG and Asian Women's Human Rights Council, International Public Hearing on Crimes against Women Related to Population Policy.
- (7) 優生手術に対する謝罪を求める会編、2003（増補新装版2018）、および、大橋由香子、2018を参照。
- (8) 堂本暁子 1995、139ページに原ひろ子との対談として詳細が記述されている。
- (9) 外務省監訳（1996年6月27日発行）の前文にはつぎのような脚注がついている。
 - ①リプロダクティブヘルス（原文のまま）には適切な日本語訳がないからカタカナ表記にすること、
 - ②1995年6月8日参議院厚生委員会で採択された「優生保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」においては「性と生殖に関する健康」との訳語が付されており、併せてリプロダクティブライツ（原文のまま）についても「性と生殖に関する権利」と訳されている。
- (10) この他、カイロ会議については『インパクト99 人口が問題なのか？——リプロダクティブ・ライツの逆襲』インパクト出版会、1996年に、「カイロ会議をどう位置付けるか——原ひろ子インタビュー（聞き手・大橋由香子）」が収載されており、さらに、安積遊歩インタビュー、芦野由利子、長沖暁子も寄稿している。また、『私たちの21世紀——[特集]リプロダクティブ・ヘルス／ライツ』25号、アジア女性資料センター、2001年2月に堂本暁子、芦野由利子、大橋由香子、柘植あづみなどが寄稿している。
- (11) 『94カイロ国際人口・開発会議 女性と健康ネットワーク報告集 1995』と、1994年7月29日付のファクスのコピー「国際人口・開発会議の行動計画案（仮訳）」および“A/COF.171/L.1 English Page 40-51.”さらに雑誌『インパクト』の原ひろ子へのインタビュー記事からは、以下のような状況が推察される。国連がニューヨークで開催したカイロ会議の準備会議に政府代表の一人として参加した原ひろ子は、行動計画案に

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防

「リプロダクティブ・ヘルスにはセクシュアル・ヘルスを含む」とあるものの、リプロダクティブ・ヘルスが各国の言語に翻訳される際に、セクシュアル・ヘルスの意味が削除されるおそれがあるためsexual and reproductive healthと記載すべきという発言をし、[] 付だが採用された。ところが、本会議ではカトリックとイスラムの国々を中心になって、sexual and reproductive healthからsexual andを削除する提案がなされ、その結果ほとんど削除されてしまい、わずかにsexual healthの表記が残った。

引用・参考文献

- 安積進歩, 1994, 「優生思想を越えて——女性障害者差別と人口政策 (インタビュー=大橋由香子)」『インパクション』89, 42-48。
- 芦野由利子, 1994, 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツと避妊・中絶を選ぶ権利」『インパクション』89, 36-41。
- アジア女性資料センター, 2001, 『女たちの21世紀——[特集] リプロダクティブ・ヘルス／ライツ』25号。
- インパクト出版会, 1994, 『インパクション89 人口が問題なのか?——リプロダクティブ・ライツの逆襲』。
- インパクト出版会, 1996, 『インパクション97 優生保護法と自己決定権』。
- 大橋由香子, 2018, 「優生保護法によって傷ついた女たちの経験から」『世界』2018年4月号, 岩波書店, 213-221。
- 大橋由香子, 2022, 「時の壁を破った高裁判決——優生保護法国賠訴訟」『世界』2022年6月号, 岩波書店, 20-25。
- 「女の人権と性」シンポジウム有志編, 1988, 『沈黙をやぶった女たち』ミネルヴァ書房。
- 日本家族計画連盟, 1983, 『悲しみを裁けますか——中絶禁止への反問』人間の科学社。
- 日本家族計画連盟, 1984, 『女の人権と性——わたしたちの選択』径書房。
- グループ・女の人権と性編, 1989, 『ア・ブ・ナ・イ生殖革命』有斐閣。
- 女性と健康ネットワーク, 1996, 『94カイロ国際人口・開発会議 女性と健康ネットワーク報告集1995』。
- 菅野摂子, 2019, 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツの成立と今日的課題」『国際ジェンダー学会誌』16号, 47-59。
- 植木あづみ, 2022, 「日本におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツの現状と課題——医療・ジェンダーの視点から」『DOI』2022年9月号, 10-13。
- 堂本暁子, 1995, 『立ち上がる地球市民 NGO (非政府組織) と政治をつなぐ』河出書房新社。
- 堂本暁子, 1996, 「優生思想に基づく差別規定は削除されたか——女性の権利を軸に「母体保護法」の再検討を」『月刊子ども論』1996年8・9月号, 10, クレヨンハウス総合文化研究所。

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防

中山まき子, 2007, 「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ概念とその推移」『リプロダクティブ・ヘルス／ライツと女性に対する暴力の根絶』, お茶の水女子大学21世紀COEプログラム「ジェンダー研究のフロンティア」22号, 69-101。

原ひろ子, 1994, 「カイロ会議をどう位置付けるか——国家主権とリプロダクティブ・ライツ (インタビュー=大橋由香子)」『インパクション』89, 8-16。

菱沼誠一, 2020, 「旧優生保護法に基づく優生手術に対する国家賠償請求訴訟——仙台地判令和元年5月28日」『立法と調査』424号, 61-72, 参議院常任委員会調査室・特別調査室。

優生手術に対する謝罪を求める会編, 2003 (増補新装版2018), 『優生保護法が犯した罪子どもをもつことを奪われた人々の証言』, 現代書館。

【文末資料1】

●ファクス通信 (1996年)

優生保護法をめぐる国会速報

6月13日号

「優生保護法」改正を考えるネットワーク

堂本暁子

優生保護法をめぐる今日の国会での動きについてのレポート

●6/13 11:30

与党調整会議の3座長間において、自民党より社民党と新党さきがけに改正案の題名を「母性保護法」から「母体保護法」に変える件について打診があった。女性議員は終始一貫「人工妊娠中絶及び、不妊手術に関する法律」または、「妊娠に係わる健康等に関する法律」を要求してきたので、「母体保護法」という題名はとうてい納得できるものではなかった。過去1週間の、全国にわたる女性たちのネットワークをバックにした女性議員の国会内での動きは非常に強く、男性議員が驚くほどであった。

その結果としての「母性保護法」から「母体保護法」への修正であった。

私たちとしては、「妊娠に係わる健康等に関する法律」という題名にこぎつけたかったが、決定が3座長にゆだねられた以上、女性議員としてはなすすべを持たなかった。

最終的には、3座長の合意として、「母体保護法」で合意し、17:00から開かれた与党調整会議で承認することになっていたが、介護保険についての審議がもめたため、優生保護法の改正については明日14日に持ち越された。14日は1:30から開かれる与党調整会議の場で正式決定する見込み。

党派を越えて今回は女性議員が連絡しあって事にあたったのは、画期的なことでした。しかし、最後にぶつかったのは、数の壁です。絶対的に数が少ないため、力が出せない。

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防

女性の視点からの法律をつくり、女性が生きやすい社会を実現するためには、女性議員を増やすことが最も大事だと痛感しています。

この、余りにも横暴な修正案の提出を、女性政策づくりのスタートとすべきだと肝に銘じています。審議すらしないやり方は、女性の人権を無視した非民主的なものです。今後国会の内外で情報を共有し、女性のうねりを全国に拡げ、北京で採択した行動綱領を政策として実現していかなければならないと思っています。

この1週間のサポート本当にありがとうございました。

【文末資料2】

●ファクス通信

優生保護法をめぐる国会速報

6月17日号

「優生保護法」改正を考えるネットワーク

堂本暁子

優生保護法をめぐる今日の国会での動きについてのレポート

●6/17 17:00 参議院厚生委員会

参議院厚生委員会の和田委員長が「優生保護法改正案」を読み上げ、全会一致で「母体保護法」は可決成立した。次に社民党の朝日理事が附帯決議を提案し、これも全会一致で採択された。内容は以下の通り：

優生保護法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

平成8年6月17日

参議院厚生委員会

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

1、この法律の改正を機会に、国連の国際人口開発会議で採択された行動計画及び第四回世界女性会議で採択された行動綱領を踏まえ、リプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康・権利）の観点から、女性の健康等に関わる施策に総合的な検討を加え、適切な措置を講ずること。

右決議する。

●「母性保護法」から「母体保護法」への名称修正について

－「母体保護法」という題名には反対です。

－6月12日一女性議員をはじめとした44名の国会議員ならびに400名を越える全国の女性たちからの要望書を与党政策調整会議3座長に提出。しかし政策調整会議でなかなか決着がつかず、社民党とさきがけ両党は、12、13の両日、引き続き法律の名称の変更を強く要

望し続けた。

－ 6月14日一自民党から社民党、さきがけに「母体保護法」でどうかとの打診。このまま反対をすれば廃案になってしまう可能性が高く、優生思想の排除までに影響が出てしまいかねないことから、与党政策調整会議は「母体保護法」で決着した。

－ もう一つの問題は、もし題名についての議論が決裂すると、私たちが望まない「女性の健康と生命の尊重」を目的とする与党厚生調整会議内チームができてしまうのではないかと。私たちが求めているのは、女性の健康の総合的な施策を検討する与党政策調整会議直属の「女性の健康の権利等の検討プロジェクトチーム」である。最終的には女性たちが希望する後者のチームの設置が与党政調会議の3座長によって約束された。

【文末資料3】

女性健康保障法案

I 目的

カイロ国際人口開発会議の行動計画および第四回世界女性会議の行動綱領に明記されたりリプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とリプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）を保障し、具体的な施策として実現すること。すなわち、個人、特に妊娠・出産の機能をもつ女性のからだと性の自己決定権を尊重し、女性が生涯にわたって精神的、身体的、社会的に健康に生きられることを保障すること。

対象となる女性は、障害の有無、年齢、セクシュアリティ、性的指向、その人のおかれている社会的・経済的・政治的状况、国籍、人種などによって差別されてはならない。また、母性が強制されることがあってはならない。

II 性教育

- ・ からだと性の自己決定権、ライフスタイルを選択する自由、男女平等を基本理念とした性教育を、学校、家庭、地域、マスメディアなどあらゆる場において普及すること。

III 避妊・不妊手術

- ・ 避妊、不妊手術は当事者の自由意思のみによって行われるべきこと。
- ・ より安全で効果があり安価で受け入れられやすい避妊法の幅広い選択肢の保障。
- ・ 遺伝性疾患や精神疾患または障害をもつ女性に対する不妊手術の強制の禁止。

IV 人工妊娠中絶

- ・ 人工妊娠中絶は、妊娠の継続によって女性が苦悩（困窮）状態にあるとき、女性の自由意思による要請によって行えること。
- ・ 妊娠中絶は、熟練した技術をもつ医師によって、手術に必要な設備の完備した医療施設で行われること。（中絶の定義は優生保護法のそれを生かす）

V 女性健康相談員の養成

- ・ 従来の受胎調節実地指導員に代わり、女性健康相談員を養成すること。

優生保護法から母体保護法への「改正」におけるリプロダクティブ・ヘルス／ライツをめぐる攻防

Ⅵ 相談施設・女性健康センター（仮称）

- ・女性の生涯にわたる健康（初経，月経，思春期，避妊，不妊，妊娠，人工妊娠中絶，出産，授乳，性感染症，HIV/エイズ，更年期，閉経，女性特有の病気，セクシュアリティ，性的指向など）に関して，広範な情報，カウンセリング，実践的な指導と方法を提供する相談施設を設置すること。

Ⅶ 調査研究・モニタリング制度・情報公開

- ・女性の健康と自己決定権を尊重する立場から，避妊，不妊手術，人工妊娠中絶，不妊の実態調査および研究の実施。
- ・避妊薬・器具の副作用，インフォームド・コンセントの実施の有無などに関する，公正な第三者機関によるモニタリング制度の設置。
- ・個人のプライバシーを尊重した情報公開。

Ⅷ 関係する他の法律の廃止

- ・この法律の成立をもって刑法二十九章墮胎ノ罪（二二一～二二六条）を廃止すること。
- ・優生保護法はこれを廃止すること。

Ⅸ 健康保険，医療扶助の適用

- ・避妊，不妊手術，人工妊娠中絶および出産には，健康保険，医療扶助などを適用し，経済的理由によって女性の意思が妨げられないようにすること。

X 秘密保持

- ・不妊手術，人工妊娠中絶手術およびカウンセリングに関わった者は，当事者の女性のプライバシーを尊重し秘密を守る義務があること。

XI 罰則規定

- ・不妊手術，人工妊娠中絶手術が女性本人の意思に反して行われた場合，手術やカウンセリングに関わった者が秘密を守らなかった場合には，罰則規定を設けること。

（一九九五年一月二五日）

「女の対案作り」作成。

出典：【文末資料1～3】とも，『優生保護法関係資料集成 第2期 市民運動編 第8巻』
六花出版，2021。（資料1,297ページ，資料2,299ページ，資料3,196ページ）